

減免対象区分			保育料
生活保護世帯			免除
前年度分の住民税非課税世帯	登録児童が1人の場合		免除
	登録児童が2人以上の場合	1人目の児童	半額
		2人目以降の児童	免除
上記以外の世帯	登録児童が2人以上の場合	2人目の児童	半額
		3人目以降の児童	免除

※年度ごとに減額・免除の申請が必要です。自動的に減額・免除にはなりません。